

1. 件名：福島第一原子力発電所における実施計画の変更認可申請（減容処理設備の設置）に係る面談
2. 日時：令和2年5月28日（木）10時00分～10時50分
3. 場所：原子力規制庁 2階会議スペースA席
4. 出席者  
原子力規制庁  
原子力規制部東京電力福島第一原子力発電所事故対策室  
知見主任安全審査官、松井安全審査官、田上係員  
東京電力ホールディングス株式会社  
福島第一廃炉推進カンパニー 福島第一原子力発電所 担当4名（テレビ会議システムによる出席）

## 5. 要旨

- 東京電力ホールディングス株式会社から、実施計画の変更認可申請（減容処理設備の設置）について、資料に基づき説明があった。
  - 建屋に設けているシャッターの気密性について
    - ✓ 建屋のシャッターについて、大型金属廃棄物の搬入口を除いて気密性の高いものを採用している理由としてこれまで可能な限り建屋の密封性を上げるためと説明していたが、正しくは効率よく建屋内を負圧に維持するためである。
    - ✓ その上で、建屋の密封性を上げるという観点で、上記搬入口の大型シャッターに気密性の高いものを採用すること、又は、バウンダリを建屋ではなく金属減容処理室及びコンクリート減容処理室とし、それらの部屋に出入りするためのシャッターを気密性の高い仕様とする方向で検討している。
  - 建屋損傷時の影響評価について
    - ✓ 粉じんに含まれる放射性物質濃度は、廃棄物の表面線量率 1mSv/h とし、廃棄物の付着している放射性物質の組成を滞留水組成と同様であると仮定し算出している。
    - ✓ また、建屋損傷までは換気空調が作動している条件で影響評価を実施している。
  - 線汚染の高い廃棄物の管理について
- 原子力規制庁は、上記説明内容を確認するとともに、減容処理設備の設計は、受け入れる瓦礫の表面線量率を年平均で1mSv/hを超えないように管理することを前提としていることから、線量が高い瓦礫だけでなく低い瓦礫についても受け入れる際の線量管理が必要であるため、改めて線量管理の方法を整理した上で説明することを求めた。

## 6. その他

資料：

- 減容処理設備の設置に係る実施計画の変更について